

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年9月25日

【発行者の名称】

八光オートメーション株式会社
(Hakko Automation Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 小野 和雄

【本店の所在の場所】

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2753番地 5

【電話番号】

092-611-5751

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理部長 阿部 圭一郎

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番 8 号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

八光オートメーション株式会社

<https://www.hacmat.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第53期 中間会計期間	第51期	第52期
会計期間		自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高	(千円)	809,624	1,063,599	1,144,358
経常利益	(千円)	90,037	18,020	50,528
中間(当期)純利益	(千円)	57,579	6,863	61,211
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数	(千円)	547,625	21,905	21,905
純資産額	(千円)	1,114,135	995,344	1,056,555
総資産額	(千円)	1,963,040	1,795,835	1,932,104
1株当たり純資産額	(円)	2,034.49	1,817.57	1,929.34
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	105.14	12.53	111.78
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	56.8	55.4	54.7
自己資本利益率	(%)	5.3	0.7	6.0
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	173,018	10,647	110,255
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△81,031	△39,153	△65,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△104,589	21,482	△42,904
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	87,950	98,921	100,552
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	74 〔0〕	83 〔0〕	73 〔0〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関係会社を有していないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 第51期から第53期中間会計期間までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人数を〔 〕内に外数で記載しております。
7. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第52期の財務諸表について栄監査法人の監査を受けておりますが、第51期の財務諸表については、監査を受けておりません。また、第53期中間会計期間の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、栄監査法人により期中レビューを受けております。
8. 2025年5月9日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行いました。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
9. 当社は第53期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、それ以前の中間財務諸表は記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
74 (0)	41.1	14.4	5,405

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、契約社員、契約期間が1年以上の嘱託等の従業員を含んでおります。
なお、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、2025年6月末日に在籍する従業員に対する支払い給与額の平均であり、基準賃金のほか、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 当期の経営成績の概況

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景として個人消費は緩やかな増加基調を維持しており、企業収益も良好な水準で推移いたしました。一方で、各国の通商政策等の影響や中東、ウクライナ情勢などの地政学リスクによる資源価格高騰、物価上昇、円安の進行等、国内外の景気については先行き不透明な状態が続いております。

当社に関連する設備投資分野では、人手不足や建設資材価格の上昇により一部で建設投資の先送りが見られるものの、都市再開発計画や半導体工場、データセンター、物流倉庫など大型案件に対する需要が依然として堅調であり、全体として投資意欲は底堅く推移しております。

このような環境のもと、当社におきましては、受注済みの案件が順調に進捗しており、また、今後の成長を見据え、エンジニアリングソリューションにおける技術力の向上と、新規の顧客開拓を進めてまいりました。

空調設備制御システムでは、前期に受注した大型の工場建設案件の進捗状況を考慮し、新たな案件の受注を調整した結果、受注高は77,423千円となりました。一方、大型案件は順調に進捗したため、売上高は489,317千円となりました。下半期及び翌期に向け、活況である半導体需要の拡大を受けた工場建設投資、企業のクラウド需要増加によるデータセンター投資、九州・福岡地区の再開発事業などの受注を見込んでおります。

生産ライン制御システムにおいては、工場の生産ラインのデジタル化投資、及び既存設備更新工事の受注が引き続き堅調に推移したことから、受注高は202,772千円、売上高は178,457千円となりました。

エンジニアリングソリューションは、当社の成長エンジンとして位置付けており、経営資源を重点的に投入してまいりました。特に、近年注力している協働ロボットによる検査システム装置（SPHYRNA）や製品分析を目的とした卓上型の試験検査装置（VisibleSense）などの自社開発製品のブラッシュアップ及び展示会への出展による広告宣伝活動を継続して行っております。また、創業時から培ってきた制御技術を活用したソリューションの提供が堅調に推移しました。その結果、受注高は134,838千円、売上高は141,849千円となりました。

これらにより、当中間会計期間の売上高は809,624千円、営業利益は90,711千円、経常利益は90,037千円、中間純利益は57,579千円となりました。

なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。また、当社はオートメーション技術を活用した製品・サービスを提供する単一のセグメントであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) 当期のキャッシュ・フローの概況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、87,950千円と前事業年度末と比べ12,602千円の減少となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、173,018千円の収入となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上82,849千円、減価償却費23,924千円、売上債権の減少25,046千円、仕入債務の増加46,911千円、未払金の増加36,185千円による収入、未払消費税等の減少44,493千円による支出によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、81,031千円の支出となりました。これは主に、定期預金の純増額による支出70,000千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、104,589千円の支出となりました。これは、短期借入金の純減額による支出75,000千円、長期借入金の返済による支出29,589千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を製品・サービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品・サービス区分の名称	生産高(千円)	前年同期比 (%)
空調設備制御システム	489,317	—
生産ライン制御システム	178,457	—
エンジニアリングソリューション	141,849	—
合計	809,624	—

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 当社はすべて受注生産であるため、生産実績は販売実績と同一となっています。
3. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注実績を製品・サービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品・サービス区分の名称	受注高(千円)	前年同期比 (%)	受注残高(千円)	前年同期比 (%)
空調設備制御システム	77,423	—	700,813	—
生産ライン制御システム	202,772	—	142,943	—
エンジニアリングソリューション	134,838	—	83,046	—
合計	415,035	—	926,804	—

- (注) 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を製品・サービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

製品・サービス区分の名称	販売高(千円)	前年同期比 (%)
空調設備制御システム	489,317	—
生産ライン制御システム	178,457	—
エンジニアリングソリューション	141,849	—
合計	809,624	—

- (注) 1. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
高砂熱学工業株式会社	360,203	44.5
アズビル株式会社	95,954	11.9
ケイミュー株式会社	83,226	10.3

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年6月20日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関しては、以下に記載するとおりです。

(1) 担当J-Adviserとの契約解除に関するリスク

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1カ月）を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1カ月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）、債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなっていることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかった時。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa

及びbに定める書面にに基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)または(b)に定める場合に従い、当該(a)または(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由または同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の(a)または(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併またはi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合。

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認める時。

⑳ その他

前各号のほか、公益または投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当中間会計期間における当社の研究開発費の総額は、25,975千円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の概況

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ30,721千円増加し、1,171,698千円となりました。

この主な変動要因は、現金及び預金の増加57,423千円、電子記録債権の減少131,159千円、売掛金の増加99,010千円等によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ214千円増加し、791,341千円となりました。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ3,797千円減少し、510,062千円となりました。

この主な変動要因は、買掛金の増加46,911千円、短期借入金の減少75,000千円、未払金の増加52,230千円、未払法人税等の増加11,449千円、未払消費税等の減少46,097千円等によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ22,846千円減少し、338,842千円となりました。

この主な変動要因は、長期借入金の減少29,589千円等によるものです。

(純資産の部)

当中間会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ57,579千円増加し、1,114,135千円となりました。

この主な変動要因は、中間純利益の計上による利益剰余金の増加57,579千円によるものです。

(2) 経営成績の分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 当期の経営成績の概況をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの分析

第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) 当期のキャッシュ・フローの概況をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】をご参照ください。

第4 【設備の状況】

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設の計画は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備 の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社工場 (福岡県糟屋郡粕屋町)	製造工場 改修工事	43	1	自己資金	2025. 5	2025. 10	能力変更 なし

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,190,000	1,642,375	547,625	547,625	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	2,190,000	1,642,375	547,625	547,625	—	—

- (注) 1. 2025年5月8日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、2025年5月8日付で発行可能株式総数は37,620株増加し、87,620株となっております。また、2025年5月8日開催の臨時取締役会決議により、2025年5月9日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は2,102,380株増加し、2,190,000株となっております。
2. 2025年5月8日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年5月8日付で定款変更を行い、2025年5月9日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年5月9日	525,720	547,625	—	30,000	—	2

(注) 株式分割(1:25)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	2025年6月30日現在 株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小野 和雄	福岡県福岡市中央区	300,250	54.8
小野 拓雄	福岡県福岡市博多区	227,375	41.5
永津 洋之	福岡県糟屋郡宇美町	10,000	1.8
立川 英幸	福岡県福岡市東区	10,000	1.8
計	—	547,625	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 547,500	5,475	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	125	—	—
発行済株式総数	547,625	—	—
総株主の議決権	—	5,475	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は、2025年7月18日付で東京証券取引所（TOKYO PRO Market）へ上場しましたが、当中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）においては非上場であったため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、栄監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	706,834	764,257
受取手形	4,202	—
電子記録債権	131,159	—
売掛金	156,023	255,033
契約資産	100,828	112,132
原材料	31,576	22,753
前払費用	6,444	10,460
その他	3,908	7,060
流動資産合計	1,140,977	1,171,698
固定資産		
有形固定資産		
建物	444,601	444,601
構築物	35,044	35,044
機械及び装置	37,085	40,970
車両運搬具	15,814	19,559
工具、器具及び備品	73,028	78,306
土地	288,554	288,554
建設仮勘定	406	—
その他	11,579	13,949
減価償却累計額	△270,191	△286,300
有形固定資産合計	635,924	634,686
無形固定資産		
ソフトウェア	59,841	46,003
ソフトウェア仮勘定	—	7,392
その他	0	0
無形固定資産合計	59,841	53,395
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期前払費用	71,357	73,904
繰延税金資産	23,928	29,269
その他	45	56
投資その他の資産合計	95,361	103,259
固定資産合計	791,127	791,341
資産合計	1,932,104	1,963,040

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,509	118,421
短期借入金	※ 135,000	※ 60,000
1年内返済予定の長期借入金	50,724	50,724
未払金	80,933	133,163
未払費用	1,025	1,027
未払法人税等	19,161	30,610
未払消費税等	67,280	21,182
契約負債	70,466	81,262
預り金	10,734	2,145
賞与引当金	6,380	6,804
工事損失引当金	643	4,720
流動負債合計	513,859	510,062
固定負債		
長期借入金	178,384	148,795
退職給付引当金	10,940	12,367
役員退職慰労引当金	138,365	143,680
資産除去債務	34,000	34,000
固定負債合計	361,689	338,842
負債合計	875,548	848,904
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	110,412	110,412
利益剰余金	916,142	973,722
株主資本合計	1,056,555	1,114,135
純資産合計	1,056,555	1,114,135
負債純資産合計	1,932,104	1,963,040

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	809,624
売上原価	552,828
売上総利益	256,796
販売費及び一般管理費	※1、2 166,084
営業利益	90,711
営業外収益	
受取利息	31
受取配当金	1
廃材売却収入	96
その他	17
営業外収益合計	146
営業外費用	
支払利息	788
その他	31
営業外費用合計	820
経常利益	90,037
特別損失	
減損損失	7,094
固定資産除却損	93
特別損失合計	7,188
税引前中間純利益	82,849
法人税、住民税及び事業税	30,610
法人税等調整額	△5,340
法人税等合計	25,269
中間純利益	57,579

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	82,849
減価償却費	23,924
減損損失	7,094
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	4,076
賞与引当金の増減額 (△は減少)	423
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,427
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5,315
有形固定資産除却損	93
受取利息及び受取配当金	△32
支払利息	788
売上債権の増減額 (△は増加)	25,046
棚卸資産の増減額 (△は増加)	8,823
仕入債務の増減額 (△は減少)	46,911
未払金の増減額 (△は減少)	36,185
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△44,493
契約負債の増減額 (△は減少)	10,796
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△2,546
その他	△13,618
小計	193,065
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△892
法人税等の支払額	△19,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	173,018
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の純増減額 (△は増加)	△70,000
有形固定資産の取得による支出	△11,031
投資活動によるキャッシュ・フロー	△81,031
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△75,000
長期借入金の返済による支出	△29,589
財務活動によるキャッシュ・フロー	△104,589
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,602
現金及び現金同等物の期首残高	100,552
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 87,950

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりです。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年６月30日)
当座貸越極度額	650,000千円	650,000千円
借入実行残高	135,000千円	60,000千円
差引額	515,000千円	590,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年１月１日 至 2025年６月30日)
役員報酬	27,940千円
給料手当	26,588千円
役員退職慰労引当金繰入額	5,315千円
賞与引当金繰入額	1,051千円
支払手数料	19,615千円

※ 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年１月１日 至 2025年６月30日)
研究開発費	25,975千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	764,257 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△676,307 千円
現金及び現金同等物	87,950 千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間に係る中間貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(有価証券関係)

会社の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当社は、オートメーション技術を活用した製品・サービスを提供する単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、オートメーション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を製品及びサービスの種類別に分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
空調設備制御システム	489,317
生産ライン制御システム	178,457
エンジニアリングソリューション	141,849
顧客との契約から生じる収益	809,624
その他の収益	—
外部顧客への売上高	809,624

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	105円14銭

(注)1. 当社は、2025年5月9日付けで普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行いました。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益(千円)	57,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	57,579
普通株式の期中平均株式数(株)	547,625

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 9 月25日

八光オートメーション株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
大阪事務所

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

市原 耕平

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

北佐 進一郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている八光オートメーション株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第53期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、八光オートメーション株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの

過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上